

要旨

京都府内において最低賃金を 1500 円に引き上げることによって、京都府の企業や事業所などの生産は 1655 億円増加し、雇用は 14884 人増大する。雇用の増大に伴って増える所得は 422 億円となり、京都市が得る所得税の税収は約 19 億円であることが、今回の試算で明らかになった。

最低賃金 1500 円への引き上げによる京都府経済へのインパクト

京都府で最低賃金を 1500 円に引き上げた場合の経済波及効果の試算をおこなった。京都府で最低賃金を 1500 円に引き上げた場合の経済波及効果のうちの生産誘発効果は府内で 1665 億円となり、それに関連する雇用誘発効果は約 1.5 万人となった。この雇用増による家計消費の増大は 191 億円となった（表 1 に掲載）。

表 1 最低賃金 1500 円への引き上げの経済波及効果（京都府）

	第一次波及効果	第二次波及効果	合計
生産誘発効果 100 万円	145159	20337	165496
雇用者所得の増加 100 万円	36986	5182	42168
雇用誘発効果 人年	13055	1829	14884
家計消費の増大 100 万円	16791	2352	19143

出所：京都府産業連関表により試算。以下の表も同様。

最低賃金 1500 円への引き上げによる京都市及び京都府における税収増

表 1 で示した経済波及効果の項目の中に、勤労世帯の雇用者所得の増加がある。この金額は 422 億円であった。この増分に対して所得に占める消費額の割合（平均消費性向）をかけた家計消費の増大分は 191 億円であった。この増分は、京都府の粗付加価値の約 0.1%分にあたる。

表 2 最低賃金引上げによる税収増分（京都市と京都府）

単位：100 万円

	税収増分
京都市 市民税（税率 8%）	1928
京都府 府民税（税率 2%）	843

ところで、表 1 で示した最低賃金引上げを契機にした京都府内の勤労世帯を中心とした雇用者所得の増加は、翌年の地方自治体等の税収の増加にもつながる。勤労世帯の納税額の推計には、京都府民や市民の家計所得や税控除の対象となる保険料納付額などのデータが必要だが、今回、所得増の額に、市民税の税率や府民税の税率を単に掛けたものを試算した。結果を、表 2 に示し

ている。この表 2 に示した通り、京都市において約 19 億円の税収増、京都府においては、約 8 億円の税収増を見込むことができる。

最低賃金 1500 円への引き上げによる京都府下の各産業・各企業・各事業所へのインパクト

一方で、表 1 で示した最低賃金 1500 円への引き上げの経済波及効果（生産誘発額や雇用誘発額など）の数値は、京都府の産業で行われた活動を合計したものである。そこで、生産誘発額や雇用誘発額を各産業別の数値を表 3 に示すことにする。表 3 では、この生産誘発額の上位 1 位から 14 位までを掲げている。この表 3 によれば、最低賃金 1500 円への引き上げの経済波及効果で最も生産額を増やす産業は、商業である。ここで、生産額増だが、企業や事業所からみれば、年間の売り上げ増と言い換えてもよい。

表 3 最低賃金引上げによる生産額増（主な京都府内の産業）

単位：100 万円，人年

影響を受ける産業	生産額増（100 万円）	雇用増（人年）
商業	17032	2706
金融・保険	12971	886
教育	9897	845
電力	8849	46
飲食サービス	7794	2910
通信	7243	57
医療	4925	481
その他の対個人サービス	4516	840
道路輸送（自家輸送を除く。）	4301	645
食料品	4012	176
鉄道輸送	3504	76
その他の対事業所サービス	3401	943
社会保険・社会福祉	3365	613
洗濯・理容・美容・浴場業	3046	554

表 3 の結果からわかる特徴は以下の事柄である。第一に、これらの結果は、総じて、私たちの生活に密着した商品、財やサービスを提供している産業であることがわかる。次いで、具体的な内容は次の通りである。なお、産業の名称から例示しなくても、内容が容易にわかるものは除外した。

商業の生産誘発額が最も大きい。雇用増も第 2 位である。ここでいう商業は、総務省「平成 27 年（2015 年）産業連関表-総合解説編」によれば、卸売や小売のことである。協同組合の購買事業も含む。

教育産業は、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校を含んでいる。加えて、公民館や図書館、博物館、美術館などの社会教育産業や「学校給食法」に基づいて学校給食を提供する産業もこの教育産業に含まれている。これら教育産業の場合、サービスを提供する際に要した費用を、国や地方自治体が負担する部分と利用した個人や家庭が負担した部分がある。後者についての支出が増えた場合を今回計測している。

電力産業の生産誘発額が多いのは、家庭での電力消費の増加を今回の計測では織り込んだからである。企業の電力消費も生産増の過程で効果に組み込んでいる。一方で、装置産業である電力産業では雇用増は相対的に小さい。

飲食サービスの雇用増は第1位であった。飲食サービスの内容は、飲食店ともいい、具体的なものとしては、食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店などを政府は例示として挙げている。実際には、飲食店には数多くの生活に密着した事業所が、府民に飲食を提供しているため、例示に挙げていないものも数多くあることは付言しておく。

通信産業は、電話や電報、そして固定電気通信によるインターネット接続サービスを含み、さらに、携帯電話やPHS、そして移動電気通信によるインターネット接続サービスである。近年の通信のための費用を増大させている家計の消費実態を反映した結果になっている。

ここでいう医療とは、病院および診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、施術所、アイバンク、骨髄バンク、衛生検査所、臨床検査業などを含む。賃金の引き上げは、医療の受診の壁を引き下げ、より受診を容易にする側面を持つ。ただし、本試算では、医療サービスの提供に要した費用のうちの自己負担部分の存在を前提にしている。

道路輸送は、いわゆるマイカーでの移動を除き、民間や公営のバス（乗合バス業、貸切バス業の旅客輸送）やハイヤー・タクシー、トラック運送業などを指す。最低賃金の引き上げは、労働者などの家計の所得や消費を増加させるが、旅行や移動の増加などを引き起こすことを反映した結果であるといえる。食料品についての紹介は広範囲にわたるため説明を省略する。

鉄道輸送とは、JR、公・民営の鉄道・軌道（普通鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、案内軌条式鉄道、鋼索鉄道、索道及び無軌条電車）の旅客輸送などを指す。他、JRや民営鉄道の貨物輸送も含む。

その他の対事業所サービスとは、法務・財務・会計サービスや土木建築サービス、そして労働者派遣サービス、建設サービス、警備業等を指す。最低賃金引上げによる消費増に伴う生産増を支える活動がその内容であると考えられる。

加えて、その他の対個人サービスとは、写真業、冠婚葬祭業、各種修理業等だが、そもそも個人サービスとは、広くは個人を対象にしたサービスを指す。

また、社会福祉には、有料老人ホーム、ケアハウス、障害者支援施設、児童厚生施設（児童館）、児童養護施設、児童自立支援施設、老人福祉センター、障害者支援施設、自立訓練事業所等を含んでいる。

なお、厚生労働省（2023）「労働力調査-都道府県別結果（モデル推計値）」によれば、2023年7-9月期の京都府の労働力人口は134.7万人であり、労働力及び15才以上人口は226.3万人である。そのうちの完全失業者と潜在労働力を合計した人数は約4.3万人であった。この数値は、先ほど算出した雇用誘発効果の約1.5万人よりも大きい。以上から、最低賃金の引き上げによって生じる京都府内の需要増に応じた供給増については、京都府内で十分に生産可能であることがわかる。結果、最低賃金1500円への引き上げも実現可能であると結論できる。

政策含意

ここまで試算した最低賃金引き上げの対象者は、京都府下で約39万人であり、時給を1500円まで引き上げのために必要な原資は約1793億円である（補論aを参照のこと）。決して小さい額とは言えない金額である。この最低賃金引き上げに際して、例えば、中央政府や地方政府が原資を用意し、事業者や企業に給付するということについてはハードルが低いとはいえない。しかしながら、次のことは明確にいえると我々は考える。まず、地方自治体の首長や首相が、政策目標として最低賃金引き上げを明示的に宣言しておくことの重要性である。また、社会構成員が要求する財・サービスを優先して供給すること、特に、エッセンシャル・ワークといわれる働きに対して敬意を払い、その待遇改善を目指すことは当然である。エッセンシャル・ワーカーの規模であるが、京都府下で福祉業に従事する人は、女性にかぎっても約25000人である（労働法令編（2023）の都道府県編を参照）。例えば、このエッセンシャル・ワーカーの約25000人を対象に月額2万円の給与増を実施した場合、その原資は60億円である。地方自治体が発注する公共事業の契約に際して、公契約制度を創設し、契約の際の単価に最低賃金1500円などを織り込むのも一つの方法である。公営企業や地方自治体で就業する労働者の時給を引き上げることは、地方自治体で実施可能な政策である。検討すべき課題は、いわゆる民間が担うエッセンシャル・ワークの問題である。こちらは、岩手県が行うような地方自治体が事業所に対して、時給引き上げの原資を給付する方法が参考になる（岩手県総務部財政課（2023））。岩手県の場合は、前年比50円の時給引き上げを対象としているため、今回の時給1500円の引き上げを目指すという試算と広くは関連する内容であるといえる。

このように、さまざまな課題は存在するが、経済の生産の在り方や消費の在り方を良い方向に変えていく取り組みの一つである最低賃金引き上げについて我々は肯定的にとらえており、実行可能であると考えている。以下では、以上の試算の前提を説明する補論である。

補論 a 京都府における最低賃金引き上げの対象者など

ここまで試算した最低賃金引き上げの対象者は、京都府下で約39万人であり、時給を1500円に引き上げるために必要な原資は約1793億円であった。この試算のために必要なデータは「令和3年賃金構造基本調査」の詳細なデータである。このデータについては、いったん京都総評で試算した上で執筆者が提供を受けた。加えて、この試算のために、「令和3年賃金構造基本調査」

で公表されている京都府の短時間労働者の所定内労働時間数(5.0時間)と実労働日数(14.0日)を用いた。さらに、同じ京都府の常用労働者の内の一般労働者の所定内実労働時間数(165時間)も使用した。これらの数値を用いて、京都府の年間の最低賃金引上げに必要な資金額を算定している。この約39万人という対象者の性質であるが、まず、この調査の母集団は、日本全国であり、「16大産業の常用労働者5人以上の事業所」であり、「労働者数は約4300万人」である。ここで、常用労働者とは、「期間を定めずに雇われている労働者」または「一か月以上の期間を定めて雇われている労働者」である。詳細については、労働法令編(2022)の第1巻を参照のこと。

補論 b 経済波及効果の試算の基本枠組み

本試算では、最低賃金引上げによる民間消費増をきっかけにした生産誘発額と雇用波及を計測している。加えて、追加生産された財・サービスを生産のために従事する新たな就業者が得る所得増も考慮している。今回、用いた産業連関分析の枠組みやモデルの詳細については、藤川(2011)や伊藤(2009)を参照のこと。雇用者所得の増加をもとに消費増の金額を試算したが、その際に用いた平均消費性向は総務省「家計調査報告家計収支編」の2名以上の世帯の数値である。

補論 c 完全失業者と潜在労働力を合計した人数

近年、厚生労働省では、失業者の概念を拡張し、新たに潜在失業者の概念を用いて、その把握に努めている。ここでいう潜在失業者とは、拡張求職者と就業可能非求職者である。まず、前者の定義だが、就業者でも失業者でもない者のうち、1か月以内に求職活動を行っており、すぐにはないが、2週間以内に就業できるものとしている。第二に、後者の定義だが、1か月以内に求職活動を行っていないが、就業を希望しており、すぐに就業できるというものである。詳細については、総務省「未活用労働指標の解説」などを参照されたい。政府より公表されている京都府の完全失業者数(総務省統計局(2023)「労働力調査-都道府県別結果(モデル推計値)」)に、新たに簡易推計した潜在失業者を加えた数値を本稿では用いている。この簡易推計の方法とは、全国の拡張求職者と完全失業者の比率、同じ就業可能非求職者と完全比率を公表されたデータから計算する。これら全国の比率と同様であるという仮定を置き、京都府の完全失業者及び完全失業率を用いて、京都府の拡張求職者と就業可能非求職者を推計している。他、同様の方法で、完全失業者と失業者の比率から京都府の完全失業者数を計算した。

補論 d

雇用者の所得増による税収増について試算した方法について以下で記す。雇用者とは、勤労者であるため、彼らが得た所得(主に今回の試算では給与所得を計測。財産所得等は考慮外)は、翌年の地方自治体による税収に影響する。今回の計測では、最低賃金の1500円への引き上げによって、京都府では、雇用者の所得が422億円ほど増大するという結果を産業連関表のデータによる試算によって得た。京都府では、このような所得に対して2%分を府民税として徴収してい

る。結果は、京都府における税収増は約 8 億円であった。京都市の市民税については、次のように試算した。まず、京都府全体では、雇用者所得の増加に対して、京都市と京都府との就業者の割合を掛けるというものである。この就業者の割合は 0.57 (741098 人/1296738 人) であった。1 人当たりの雇用者所得が、京都府と京都市とで同一であるという仮定をおいていることになる。このような強い仮定は、本来は想定すべきではないが、賃金構造基本調査などの所得のデータが、京都市など市町村別で公表されていないことなどから今回のような簡易計算をおこなった。子細な計算については今後の課題としたい。

文献

- ・ 宍戸駿太郎監修・環太平洋産業連関分析学会編 (2010) 『産業連関分析ハンドブック』, 東洋経済新報社。
- ・ 藤川清史 (2011) 『産業連関分析入門』, 日本評論社。

資料

- ・ 岩手県総務部「令和 5 年度一般会計第 5 号補正予算案 (12 月定例会追加提案分) 概要」。
- ・ 京都府政策企画部企画統計課「平成 27 年京都府産業連関表」
< <https://www.pref.kyoto.jp/tokei/cycle/sanren/sanrentop.html> > (2023 年 12 月 14 日閲覧)。
- ・ 京都府企画統計課社会統計係 (2022) 「令和 2 年国勢調査 就業状態等基本集計結果概要 (京都府)」 『統計京都』, 2022 年 7 月号。
- ・ 総務省「平成 27 年 (2015 年) 産業連関表」
< http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/data/io/ > (2023 年 1 月 5 日閲覧)
- ・ 総務省統計局「労働力調査 用語の解説」
< <http://www.stat.go.jp/data/roudou/definit.html> > (2023 年 1 月 5 日閲覧)
- ・ 総務省統計局「平成 27 年労働力調査年報」
< <https://www.stat.go.jp/data/roudou/report/2015/index.html> > (2023 年 1 月 5 日閲覧)
- ・ 総務省統計局「家計調査報告：家計収支編, 2019 年(令和元年)平均結果の概要」
< https://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/pdf/fies_gaikyo2019.pdf > (2023 年 1 月 5 日閲覧)
- ・ 総務省統計局「2020 年基準 消費者物価指数 全国 2023 年 (令和 5 年) 10 月分」
< <https://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/index-z.html> > (2023 年 12 月 14 日閲覧)
- ・ 総務省統計局 (2023) 「労働力調査-都道府県別結果 (モデル推計値)」
< https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200531&tstat=000000110001&cycle=0&tclass1=000001011635&tclass2=000001154247&stat_infid=000031952605&tclass3val=0 > (2023 年 12 月 14 日閲覧)
- ・ 総務省「未活用労働指標の解説」

URL: <https://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/mikatuyok.pdf> 2023年12月14日アクセス

・労働法令（2022）「令和3（2021）年賃金構造基本統計調査」。